

身体障害者補装具購入費等補助実施要項

1 目 的

組合員または被扶養者に認定されている家族が、身体に障害があり、補装具もしくは日常生活用具を装着または使用しなければ日常生活に支障をきたすため、市町から補装具費等の支給を受けた場合、市町が決定した自己負担相当額を補助します。

2 補 助 対 象

以下の、両方を満たす場合、補助の対象となります。

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている組合員または被扶養者に認定されている家族が、補装具又は日常生活用具を購入した場合であること。
- (2) 購入について、市町から補装具費等の支給を受けていること。

3 補 助 期 間

令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）

※昨年度中に、市町から交付決定されたものまで有効。それ以前のは補助の対象外です。

4 補 助 額

市町が決定した自己負担相当額を補助します。

ただし、最高限度補助額は、組合員1人につき年間70,000円です。

5 請 求 方 法

別紙「令和7年度 身体障害者補装具購入費等補助請求書（様式第3号）」（42 ページ）に記入のうえ、指定業者の領収書（写しで可。組合員または当該被扶養者あてであるもの）および市町が発行した「補装具費支給券（または支給決定通知書）」の写しを添付のうえ、請求してください。

6 補装具購入等の流れ

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けていない方は、まず、所管の市町で交付手続きをとってください。
- (2) 補装具等を購入または修理しようとする際に、お住まいの市町の障害福祉担当課に補装具費等の支給申請書を提出し、「補装具費支給券（または支給決定通知書）」の交付を受けた後、指定業者で補装具等を購入または修理してください。
- (3) 領収書を受領された後、補助請求をすることになります。